

## 西条市プレミアム付き地域応援券 取扱要領

西条商工会議所から西条市プレミアム付き地域応援券（「石鎚藩札」、「デジタル石鎚藩札」）取扱店としての登録を受けることを希望する者は、本取扱要領にご同意いただいた上で、取扱店登録をお申込みいただく必要があります。取扱店登録希望者が取扱店の登録をお申込みいただいた場合、本取扱要領に同意したものとみなします。

### I 西条市プレミアム付き地域応援券（「石鎚藩札」、「デジタル石鎚藩札」）の取引について

地域応援券での取引は、持参した人に券面記載の金額に相当する物品の販売、サービスの提供を行うものとします。取引に当たっては、次のことを守ってください。

#### 1. 利用期間

令和3年9月1日(水)から令和4年1月31日(月)までの期間とします。利用期間終了後の取引は行わないでください。

#### 2. 券の種類

地域応援券は、デジタル版と紙版があり、それぞれに「飲食店応援券」と「共通応援券」の2種類があります。「飲食店応援券」は飲食店のみで利用可能、「共通応援券」は飲食店を含む全ての登録店で利用可能です。

#### 3. 登録区分

登録区分は、「A デジタル版と紙版」、「B デジタル版のみ」、「C 紙版のみ」の取り扱いを選択出来ます。地域応援券の取り扱いについても「1 飲食店応援券・共通応援券取扱店舗」と「2 共通応援券取扱店舗」に分類されます。自店の登録区分については、「取扱店登録証明書」をご確認ください。

#### 4. 取扱店であることの表示

交付されたポスター及びステッカー等は、店頭や事業所の正面など消費者が分かりやすい場所に掲示してください。掲示期間は交付された日から事業の終了日又は登録取り消しまでです。

#### 5. 取引してはいけないもの

- ① たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ② 出資や金融商品（各種保険も含む）、債務の支払い
- ③ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、郵便はがき、印紙、プリペイドカード等換金性の高いもの
- ④ 電子マネーへの入金(チャージ)
- ⑤ 国や地方公共団体への支払い(公営ギャンブルを含む)
- ⑥ 自らの事業上の取引(商品仕入れ等)
- ⑦ 土地、家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い

- ⑧ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(第1項1～3号を除く)に規定する営業に関する支払い
- ⑨ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑩ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑪ 通信販売等の支払い
- ⑫ その他地域応援券の発行趣旨にそぐわないもの

## 6. 取引に当たっての注意

- ① 消費者が利用される地域応援券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。石鎚藩札において偽造防止チェンジング箔押しがない、色合いが明らかに違う、デジタル石鎚藩札においてアプリが複製物である、偽造若しくは変造されている等と判別できる場合は、受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨西条商工会議所にも報告してください。
- ② デジタル石鎚藩札は、取扱店が店頭に表示した自店を識別するQRコードを、利用者に利用者のスマートフォン上のデジタル石鎚藩札アプリにより読み取らせ、取扱店が提供する商品又はサービスの価額(消費税相当額含む)を利用者に入力させることで決済させます。決済が完了すると、利用者のデジタル石鎚藩札アプリで支払完了画面が表示されますので必ずご確認ください。
- ③ 石鎚藩札を受け取った時は、再流通を防止するため裏面に取扱店舗名等を押印または記入することとし、既に押印等があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④ 地域応援券の交換及び売買は行わないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用されたもののみ換金可能です
- ⑤ 地域応援券と現金の交換は禁止しています。
- ⑥ 地域応援券は額面以上のお支払いの際にご利用いただけます。釣銭は出ません。
- ⑦ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑧ 店舗で独自に地域応援券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- ⑨ 利用期間を過ぎた地域応援券は受け取らないでください。
- ⑩ 地域応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。  
※地域応援券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ⑪ 西条市プレミアム付き地域応援券は、西条市内の取扱登録のある店舗のみで利用可能とします。
- ⑫ 地域応援券は、物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とします。
- ⑬ 地域応援券の利用を見込んで通常よりも高い値段設定をするなど、消費喚起の趣旨に反した行為を行わないでください。
- ⑭ 汚損・破損した地域応援券は、その部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有していない場合は受け取らないでください。
- ⑮ 対象外商品の販売を行わないでください。

## II 換金について

### 1. 換金受付窓口及び換金方法

#### ① 石銚藩札の場合

市内金融機関の各支店窓口に石銚藩札と換金申請書、取扱店登録証明書を持参してください。後日、取扱店登録申込書に記載した口座へ振り込みをいたします。なお、対象の金融機関については決定次第お知らせします。

#### ② デジタル石銚藩札の場合

あらかじめ事務局が指定した日（締日）の 24 時の時点での取扱店の未換金分の取引金額が 1 万円以上の場合には自動で換金の申請がされます。飲食店応援券と共通応援券はそれぞれ個別に未換金分の取引金額が算出され、個別に換金の申請および振込がなされます。振込先は取扱店登録申込書に記載した口座になります。

1 万円未満の場合には次回繰り越しとなりますので、換金希望の場合は取扱店管理画面から換金申請をしてください。

締日については決定次第お知らせします。

### 2. 換金受付期間

#### ① 石銚藩札の場合

令和 3 年 9 月 1 日（水）～令和 4 年 2 月 10 日（木）月～金曜日（祝祭日を除く）

※換金窓口となる店舗の営業時間に準じます。窓口への持ち込みは原則として週 1 回としてください。

#### ② デジタル石銚藩札の場合

令和 3 年 9 月 1 日（水）～令和 4 年 2 月 10 日（木）全日

※受付期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

### 3. 換金請求に当たっての注意

① 石銚藩札の裏面に取扱店舗名を押印または記入してください。

② 換金申請書に押印してください。

③ 換金を申し出た石銚藩札が偽造されたものである場合は、換金できません。

④ 取扱店登録証明書と換金申請書及び石銚藩札裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。

⑤ 換金は、各持ち込み期限内に原則として週 1 回としてください。

### 4. 石銚藩札を換金する際に持参する物

① 使用済石銚藩札

② 換金申請書

③ 取扱店登録証明書

## III 登録店の取り消し

① 地域応援券の登録店に違反行為があった場合、もしくは登録に虚偽又は不正の事実があった場合は登録を取り消します。

② 登録を受けた事業所が自らの都合で登録を取り消したい場合は、西条市プレミアム付き地域応

援券事務局に連絡してください。その際、それまでの換金を終了させ西条商工会議所に「取扱店登録証明書」を返却してください。

#### **IV 取扱要領の変更**

西条商工会議所は、その合理的な裁量により、本取扱要領を変更できるものとします。西条商工会議所が本取扱要領を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を所定のウェブサイト等への掲載その他西条商工会議所が適切と判断する方法により、取扱店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の取扱要領は、かかる変更が掲示されたときから1週間後に有効となるものとします。取扱店がかかる変更に同意できない場合は、地域応援券の使用取引の利用を停止するものとします。変更後の規約が有効となった後、本地域応援券の使用取引を利用した場合、または変更の告知後1週間以内に解約の手続きをとらなかった場合、取扱店は、変更後の取扱要領に同意したものとみなされます。

#### **V 問い合わせ先**

〈取扱店申込に関するお問い合わせ〉

西条商工会議所

所在地：西条市朔日市779番地8

T E L：0897-56-2200

MAIL：[premium@saijocci.or.jp](mailto:premium@saijocci.or.jp)

〈西条市プレミアム付き地域応援券に関するお問い合わせ〉

西条市プレミアム付き地域応援券事務局

T E L：0120-587-086

(年末年始除く全日9：00～19：00 ※令和3年7月19日から開設)